

## 平成31年度畜産振興事業 災害等緊急事業について

日本中央競馬会では、日本中央競馬会法第19条第4項の規定に基づき、農林水産大臣の認可を受け、本会の剰余金を活用して、畜産の振興に資することを目的とする事業に助成を行う法人に対して、資金を交付しています。

平成31年度の畜産振興事業は、本年3月に59事業を実施事業として採択したところですが、本年3月1日から3月11日の期間において、災害等緊急事業として、豚コレラの拡散防止に資する防疫関連対策事業の公募を実施しました。

応募事業について外部有識者から成る審査委員会が審査を行った結果、別紙の事業が実施事業として採択されました。

採択事業の実施主体に対しては、本会より畜産振興事業資金の交付を受けた公益財団法人全国競馬・畜産振興会より助成が行われます。

※災害等緊急事業とは、激甚災害又は家畜伝染病（家畜伝染病予防法第2条に規定する疾病）が発生した際に、被害を受けた地域の畜産振興に向けた緊急性の高い畜産関連復興対策又は家畜の防疫関連対策に係る事業として、定例の事業公募とは別に公募を実施する事業です。

・日本中央競馬会法（昭和29年7月1日 法律第205号）（抄）

### 第19条第4項

競馬会は、第1項及び第2項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第36条第1項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

- （1）畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業
- （2）農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

## 野生いのししによる豚コレラウイルス拡散防止事業

### (1) 事業の概要

この事業は、岐阜県及び愛知県において、豚コレラ陽性の野生いのしし（以下「陽性のしし」という。）による豚コレラウイルスの拡散防止を図るため、野生いのししに対する経口ワクチンの散布及び消毒ポイントの設置による車両消毒等を行うことを目的とする。

### (2) 事業内容

#### ① 野生いのししに対する経口ワクチン散布・回収

陽性のししが確認された山塊において、春・夏秋・冬の3シーズンに1か月程度の間隔を空けて野生いのししに対する経口ワクチンを散布するとともに、散布から一定期間後に回収を行う。

#### ② 消毒ポイントにおける車両消毒等

陽性のししが確認された山塊において、消毒ポイントを設置し、消石灰帯、消毒マット、動力噴霧器等により車両消毒等を行う。

#### ③ 野生いのししの抗体検査

経口ワクチンの散布による野生いのししの免疫付与状況の推移を把握するため、野生いのししの抗体検査等を行う。

### (3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

### (4) 事業実施期間

2019年3月～2020年3月

### (5) 交付限度額

678,681千円